

入札監理小委員会における審議の結果報告
国民年金保険料収納事業

平成24年10月公告予定・平成25年2月事業開始予定
【平成24年6月入札における不落地区再入札分】

日本年金機構の国民年金保険料収納事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、全国３１２か所の年金事務所につき、平成２４年１０月から平成２６年９月までの２年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

平成24年4月3日の官民競争入札等監理委員会において民間競争入札実施要項の付議を行った（以下、この実施要項を「前回の実施要項」という。）同事業については、全国312か所の年金事務所を全国23地区に割り振り、地区ごとに入札手続を行った。

その結果、その一部である合計 13 地区（合計 196 か所の年金事務所）が
 予定価格を上回り、不落となったため、日本年金機構は、再度の入札公告に向
 けた見直しを行った。

入札監理小委員会では、日本年金機構の見直しに基づいた実施要項（案）について審議を行ったので、その結果を報告する。

1. 入札の経緯

- ・ 入札公告 平成 2 4 年 5 月 7 日（月）
- ・ 入札説明会 5 月 1 6 日（水）
⇒ 2 3 者が参加
- ・ 企画提案書の提出 6 月 8 日（金）（提出業者は 6 者）
- ・ 評価委員会 6 月 1 8 日（月）・ 2 1 日（木）
- ・ 入札・開札 6 月 2 6 日（火）～ 2 9 日（金）
⇒ 全国を 2 3 地区に分割し、各地区には、
4 ～ 5 者が応札
⇒ 合計 1 3 地区（合計 1 9 6 か所の年金事務所）について、予定価格を上回り、不
落

2. 日本年金機構における見直し

(1) 変更点①

日本年金機構は、入札価格が予定価格を上回った原因を検証した結果、以下の事情が主な原因であるとの結論に至った。

(予定価格を超過した主な原因)

前回の実施要項において、年金保険料滞納者に対する戸別訪問を強化する観点から、戸別訪問員の人数を「滞納者 1.5 万人当たり 1 名以上」と設定したところ、応札者らの企画提案では、「滞納者 1.0 万人に 1 名」程度の配置数となり、想定よりも戸別訪問員の人数が増加したため、経費が増大した。

そこで、日本年金機構は、今回の実施要項（案）においては、戸別訪問員の人数については、以下の変更をすることとした。

(変更点①)

「滞納者 1.5 万人に 1 名」の設置を「必須」とすることとし、「以上」との記載を削除する。

- (2) さらに、日本年金機構は、今回の実施要項（案）においては、以下の変更を実施した。

変更点②：契約期間の変更

(変更前) 平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 2 年間

(変更後) 平成 25 年 2 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの 2 年 3 か月間

変更点③：独占禁止規定の削除（全国を 9 ブロックに分割し、同一ブロックに複数の地区が存在する場合において、あるブロック内の全ての地区を一者が落札することはできない、との規定の削除）

- (3) 変更点④

その他、日本年金機構は、同機構のシステム機器更改に伴う「金銭登録機」の運用廃止をうけ、「金銭登録機」を民間事業者に貸与するとの規定を削除した。

3. 実施要項（案）の審議

入札監理小委員会は今回の実施要項（案）について審議し、見直し内容は入札参加者確保、調達コストの削減の観点から、妥当であると判断した。

4. パブリックコメントへの対応状況について

パブリックコメントについては、適切な回答案が作成されていることを確認した。

以上